

農地の売買・貸し借りを支援します

和気町農業委員会 農地バンク制度

農地バンクとは、所有者が耕作・管理できなくなった農地を、農業委員会が窓口となって、農地の利用希望者へ広く紹介する制度です。農業委員会は登録された農地情報を、新規就農や規模拡大など、農地を探している人へホームページや窓口で公表・提供します。



<農地所有者>

農地を所有しているが、
自分で耕作・管理できない

後継者がいないので、農業を
やめようと考えている

<農地利用希望者>

新規就農希望で、貸してくれる
農地を探している。

農業経営の規模を拡大したい



<農地バンクのイメージ図>



農地を貸したい・売りたい方(農地所有者)

和気町農業委員会事務局に「和気町農業委員会農地バンク登録申請書」を提出してください。

【主な登録できる農地の要件】

- ・和気町内の農地であり、農業委員会による現地確認で耕作可能と判断された農地。
- ・貸付又は売買時に耕作の妨げとなる権利設定等(賃借権設定等)がされていない農地。
- ・耕作者が見つかるまでの農地の維持管理(草刈等)は農地所有者が行うこと。

農地を借りたい・買いたい方(農地利用希望者)

公開する農地情報を確認し、「和気町農業委員会農地バンク借受申出書」を提出してください。

【借受申出の要件】

- ・耕作するすべての農地を適正に管理することができ、地域と協調した農業経営ができること。
- ・新規就農の場合は、研修経験等を有し、和気町の就農相談を受けていること。



和気町農業委員会事務局

TEL 0869-93-1126

URL <https://www.town.wake.lg.jp/sp/gyosei/sangyo/nougyo-bank/>

ご相談ください♪

